

第5 生活文化スポーツ部（文化振興課）が所管する債権

1. 親権者に対する損害賠償請求権（館林美術館）

（1）債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑収入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

生活文化スポーツ部 文化振興課 文化施設係
群馬県立館林美術館 教育普及係

ウ. 債権の発生原因と種類

不法行為（民法第709条又は民法第714条）に基づいて発生した損害賠償請求権（私債権）である。

エ. 債権の内容

平成20年7月28日、未成年者（当時13歳）の投石によって館林美術館本館の壁面ガラス1枚が破損された（以下「本件不法行為」という。）。その修理に288万7500円の費用を要した。

館林美術館本館の建物には建物共済が掛けられていたため、同年9月12日の修繕工事完了後である平成21年7月24日付で災害共済金の支払を請求したところ、共済契約の約款に従い、同年8月初旬、131万6897円の災害共済金が支払われた。

そのため、修理代金288万7500円から災害共済金131万6897円を差し引いた157万0603円を、加害者側に対する損害賠償請求債権として取り扱っている。

本件不法行為の加害者は本件不法行為当時13歳であったため、その加害者自身の責任能力（民法第712条）の有無が問題となるが、責任無能力者であれば責任無能力者の監督義務者等の責任（民法第714条）に基づき、責任能力を有する場合であっても監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認めうるときは不法行為責任（民法第709条）に基づき、その監督義務者に対して損害賠償請求が可能であるため、本件においても、本件不法行為時に加害者と同居していた母親を債務者と認定して請求を行った。

オ. 時効期間

3年（旧民法第724条）

（2）収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
1,568,603円	0円	0円	0円	1,568,603円

イ. 収入未済額（平成29年度末）の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成21年	1,568,603円	1件	1人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

少なくとも本件不法行為から3日後である平成20年7月31日には、県の担当部署にて損害及び加害者を認識していたが、災害共済金の受領を待ち、修理代金合計288万7500円から災害共済金131万6897円を差し引いた157万0603円を、加害者の監督義務者に請求することを平成22年3月に決め、同月28日に調定を実施した。平成22年度は6月1日付で、それ以降は、毎年度、4月1日付で、繰越調定を実施している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

納期限は、財務規則に従い、当初調定を行って納入通知書を発行した平成22年3月28日の翌日から20日以内である同年4月16日と定めた（財務規則第44条第3項）。

<適時・適切に回収できない理由>

当該債務者は、当該債権発生当初から生活に困窮しており、現在は生活保護受給中である。資産もないため、適時・適切に回収することができていない。

エ. 不納欠損処理の状況

該当なし。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

専門機関である館林美術館で使用しているパソコンで、当該債務者との通信・面談記録を作成して管理している。

<担当者等の権限配分の状況>

当該債権の実質的な管理は、館林美術館にて行われている。館林美術館では、出納員が在籍している教育普及係において事務を取り扱っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

当該債務者は自然人であるが、その住所、氏名、家族構成等を把握している。

<調査の方法と頻度>

直接収納することが可能な出納員も含めて職員2名が年に1回程度当該債務者の自宅を訪問し、生活状況・収入状況等を聴取する方法により、調査している。

<債務者との通信・面談>

当該債務者との通信・面談の記録はエクセルファイルにて作成し、その記録を一連の簿冊に綴っている。

ウ．消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

担当部署において、平成20年7月28日未明に損害を知り、かつ、遅くとも同月31日には加害者を知った。そのため、消滅時効の起算点は同日と考えられる（民法第724条）。しかし、担当部署においては、当該建物に掛けられていた建物共済の共済金の受領を待ち、平成21年8月初旬に災害共済金が支払われた後の平成22年3月28日に、加害者の監督義務者を債務者とした調定を実施し、その日を消滅時効の起算点として当該債権の履行を債務者に請求するなどの債権管理を行っていた。

<中断措置の有無・方法>

担当部署が損害及び加害者を知った日からすれば、消滅時効の起算点は平成20年7月31日ころであるが、初回のみ時効中断の効力を有する督促（法第236条第4項）以外、時効中断の措置が講じられなかった。

消滅時効完成後の平成25年4月25日に、担当部署の職員が当該債務者宅を訪問した際に、当該債務者より1千円の納付があったため、当該債務者は消滅時効の援用権を喪失している。その後の平成26年2月20日にも当該債務者より1千円の納付がなされたが、その後は納付されておらず、債務承認書を受領するなどの中断措置がなされることもなかったため、再び消滅時効が完成している。

<時効完成後の対応>

すでに消滅時効は完成しているが、当該債務者からの援用がないため、特段、対応を行っていない。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア．督促の実施状況

<実施方法・頻度>

当初の納期限は平成22年4月16日に設定していたところ、同日までに納付がなされなかったため、同年5月6日付で、納期限を同月14日と定めて督促を行った。

<延滞金等>

現在、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため、主債権を優先して扱い、遅延損害金については債務者と交渉を行っていないとのことであり、遅延損害金の調定もなされていなかった。

<督促状の記載>

私債権であるため、不服申立ての教示文言等は記載していない。

イ．督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

強制執行等を実施したことはない。

＜法が用意した手段の活用状況＞

活用したことはない。

＜任意的手段の活用方法＞

年に1回程度、債務者宅を訪問して支払いを促している。

ウ．財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

債務者宅を訪問し、債務者からの聞き取りや自宅の状況等により、資力の確認をしている。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

特に、調査は実施していない。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

該当なし。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収の困難性の判断方法

1件だけであるため、困難性の判断方法について、特段方針や基準等は設けていない。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

債務者は無資力又はこれに近い状態にあり、債権回収は困難であると判断しており、債権放棄処理へ向け検討をしている。

ウ．法が用意した制度の利用状況

利用したことはない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア．【消滅時効起算点の管理について（意見4）】

＜結論＞

債権の性質を意識して消滅時効の起算点を把握するようにするなど、消滅時効制度の周知徹底を図るべきである。

＜理由＞

当該債権は不法行為に基づく損害賠償請求権であるところ、その消滅時効の起算点は被害者である県が加害者及び損害を知った時点である。

しかし、担当部署では、担当部署が当初調定にて納期限と定めた日を、当初の消滅時効の起算点として把握していた。その日付は、担当部署が加害者及び

損害を把握した日から1年8か月も経過した後の日付である。

当該債権に関しては、当初の消滅時効完成後に、債務者が消滅時効完成を知らずに債権の一部を弁済したため、その時点において債務者の有する消滅時効の援用権は喪失し、当該債権は消滅を免れた。しかし、このような管理方法は債権管理として適切ではない。

債権ごとに、債権の性質を意識して消滅時効の起算点を把握するようにするなど、消滅時効制度の周知徹底を図るべきである。

イ. 【遅延損害金の算定について（意見5）】

<結論>

債務者の実情を踏まえて遅延損害金を請求しないとしても、遅延損害金が債権として発生している以上、債権として適切な管理方法等を検討すべきである。

<理由>

当該債権は不法行為に基づく損害賠償請求権であるところ、この債務は、不法行為に基づく損害の発生と同時に、何らの催告を要することなく遅滞に陥る（最高裁昭和37年9月4日判決）。そのため、同債務の履行遅滞による損害金は、不法行為日である平成20年7月28日から発生しているものと考えられる。

担当部署によれば、現在、当該債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため、主債権を優先して扱い、遅延損害金については債務者と交渉を行っていないとのことであった。

しかし、当該債務者の実情を考慮して遅延損害金を請求しないということと、概念上発生している遅延損害金を債権として管理することは全く別のことである。

債務者の実情を踏まえて遅延損害金を請求しないとしても、遅延損害金が債権として発生している以上、債権として、適切な管理をすべきである。

ウ. 【債権放棄の検討（意見6）】

<結論>

費用対効果を考え、速やかな債権放棄を検討すべきである。

<理由>

当該債務者は、平成26年頃から生活保護を受給中と申し出ているところ、当該債務者に資力のないことは、福祉事務所の調査により明らかになっている。

しかも、債権が発生してからすでに10年以上が経過しているが、履行されたのは当初の債権総額157万0603円のうちの2000円、わずか0.13%に過ぎない。さらに、いったん消滅時効の援用権が喪失された後に、改めて消滅時効も完成している。

これに対し、当該債権の管理のため、現在も、年に1回程度、担当部署の正規職員2名が訪問して調査を行っている。

債権管理のための人件費等のコストを考慮すれば、費用対効果が著しく低いと言わざるを得ない。

当該債権については、履行期限を延期した上、10年経過した後に債務の免除を検討することも考えられるが、以上のような事情を考慮すれば、今後10年間にわたって当該債権の管理を続けることは妥当ではない。

そこで、当該債権については、当該債務者に生活保護受給証明書の提出を求めるなどした上で、速やかな債権放棄を検討すべきである。

なお、群馬県会計局作成の「会計事務の手引き」には、債権放棄を検討すべき債権は「徴収停止した債権」に限られるかのように読める記載があるが、法律上、そのような制限はないものと考えられ（法第96条第1項）、全庁的な方針を再検討して明確化する必要がある事項の一つである。

2. 行政財産使用料・光熱水費（自然史博物館）

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

8款：使用料・手数料—1項：使用料—11目：生活文化スポーツ使用料—
3節：文化振興関係使用料

イ. 担当部署

生活文化スポーツ部 文化振興課 文化施設係
群馬県立自然史博物館 総務係

ウ. 債権の発生原因

地方自治法第238条の4第7項の行政財産目的外使用許可に伴って発生した行政財産使用料及び水道光熱費であり、非強制徴収公債権である。

エ. 債権の内容

当該債務者に対しては、平成8年10月1日に、群馬県立自然史博物館内の一角を、レストランの営業のために使用する許可を出し、その後、当該債務者から提出される使用許可更新申請書に基づいて、毎年、使用許可決定を行っていた。使用許可の条件には、行政財産使用料として毎月レストランの売上高の15分の1を支払うこと、及び、電気・水道・ガス・電話料金等の経費を負担することが含まれていたが、平成17年度末ころから支払が滞るようになった。レストランの営業自体は平成20年11月に終了し、同年12月末に明け渡し完了しているが、平成29年末時点において、平成19年10月から平成20年12月分までの行政財産使用料及び水道光熱費が収入未済債権として残っている。

オ. 時効期間

5年（法第236条）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
1,940,740円	0円	5,000円	0円	1,935,740円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳（単位：円）

当初調定年度	収入未済額	調定件数	調定人数（債務者数）
平成19年度	677,979円	12件	1人
平成20年度	1,257,761円	18件	1人
合計	1,935,740円	30件	2人

ウ. 調定と収入未済に至る事情・納入通知等

＜調定の実施状況＞

当該債権は行政財産使用料及び光熱費の負担金であるが、調定は、行政財産使用料と光熱費の負担金はそれぞれ別個に1件ずつとして、1か月分ごとに、当月分を翌月中旬ころに調定するという取扱いをしていた。

当該債務者は、平成20年11月に営業を終了して同年12月に行政財産を明け渡したため、平成21年2月以降に当初調定を実施した債権はない。

その後の未納分については、毎年4月1日付（繰越初年度は6月1日付）で繰越調定を実施している。

＜調定・戻入の際の納期限の設定状況＞

調定と同時に納入通知書を作成し、債務者に発送した。納期限は、財務規則に従い、発行の日の翌日から20日以内と定めている（財務規則第44条第3項）。

＜適時・適切に回収できない理由＞

当該債権にかかる債務者は1つの法人のみであるが、当該債務者は平成27年1月20日付で解散し、事業を休止しており、かつ、当該債務者にはめぼしい資産もないため、適時・適切に回収することができていない。

なお、監査を行った平成30年10月30日時点においても、当該債務者は清算終了していない。

＜納入通知における行政不服申立の教示の有無＞

行政財産の使用許可処分を行う際に、許可条件として使用量と水道光熱費負担金を示すとともに、行政不服申立の教示を行ったため、納入通知に改めて行政不服申立の教示文を入れるなどの対応は行わなかった。

エ. 不納欠損処理の状況

該当なし。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

＜債権管理簿・債権現在額報告書の整備方法＞

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

＜担当者等の権限配分の状況＞

群馬県立自然史博物館にて、具体的な管理を行うとともに、年に1回程度、

県の担当部署に報告を行っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

＜債務者について収集・保管している情報＞

当該債務者の解散当時の代表取締役の名前、住所、電話番号、勤務先を把握している。

＜調査の方法と頻度＞

群馬県立自然史博物館の1名ないし2名（うち1名は出納員）で、当該債務者の解散時の代表取締役を訪問し、同人の収入状況を口頭で確認、調査している。当該債務者の所有不動産の調査は、平成27年11月11日以降、行っていなかったが、本件監査期間中の平成30年10月30日に改めて登記事項証明書を取得し、調査を行った。当該債務者の解散時の代表取締役への訪問の頻度は、月1～2回である。

＜債務者との通信・面談＞

「交渉経過票」を作成し、管理している。

ウ. 消滅時効の管理状況

＜起算点・時効期間の管理状況＞

未納債権につき、納期一覧表を作成し、管理している。

＜中断措置の有無・方法＞

毎年5月から6月頃に、金額を記載した「使用料等未納残高確認書」を受領している。

＜時効完成後の対応＞

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

＜実施方法・頻度＞

調定時に定めた期限までに支払われない場合には、当初納期限から20日以内に、督促を実施した。

＜延滞金等＞

延滞金等に関する条例がないため、延滞金等は発生していない。

＜督促状の記載＞

督促状には、不服申立ての教示文言等は記載していない。

イ. 督促に応じない場合の措置

＜強制執行等の実施状況＞

強制執行等を実施したことはない。

＜法が用意した手段の活用状況＞

活用したことはない。

＜任意的手段の活用方法＞

当該債務者の解散時の代表取締役を訪問して納付を促すなどしている。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

当該債務者の解散時の代表取締役が口頭で確認するとともに、当該債務者の本店所在地の土地及び建物の全部事項証明書を取得した。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

債務者ではない者への財産調査は実施されていなかった。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

当該債権には連帯保証人はいないため、該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

当該債権にかかる債務者は1人だけであるため、判断について方針や基準は設けられていない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

個別具体的に処理方針を検討している。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

利用したことはない。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア. 【債権の徴収停止及び放棄について（意見7）】

<結論>

当該債権については、徴収停止を検討するとともに、最終的な債権の消滅を図るため、徴収停止後は債権放棄の検討を行うべきである。

<理由>

当該債権は、当該債務者が群馬県立自然史博物館内におけるレストラン営業に当たり負担すべき経費（行政財産使用料、光熱水費）の未払金であり、現状では光熱水費は群馬県立自然史博物館において供給業者に対して立て替えて支払っている状態となっている。当該債務者の営業活動のために使用した経費を、税負担により賄っていることは適切ではなく、長年に渡って当該債務者に対して債権回収交渉を続けているものである。

上述のとおり、当該債権の回収交渉の必要性は認められるものの、回収交渉の長期化とその回収実績、今後の管理コストの面などから、これからの当該債権管理方針の検討も重要だといえる。

当該債務者が未払金を残して撤退した後の平成21年4月から監査時点である平成30年11月8日までの間に、当該債務者の取締役（当該債務者解散

後は解散時の取締役)の自宅を、79回、訪問していた。1名ないし2名の正規職員が訪問している。それにより、回収することのできた合計額は、10万円のみである。すなわち、1名ないし2名の正規職員の訪問1回につき、回収できる金額は、平均して1266円に過ぎないことになる(10万円÷79回=1266円(小数点以下四捨五入))。

確かに、担当部署の職員が訪問を継続することによって回収できる金額は決してゼロではない。しかし、1名ないし2名の正規職員が、時間をかけて訪問し、さらに訪問の記録をつけるなどの労務時間に対するコストを考えれば、費用対効果は極めて低いと言わざるを得ない。そもそも、当該債権に関しては、債務者である法人自体は平成27年1月20日に解散しており、その事業を休止しており、事業再開の見込みはないものと考えられる。また、当該債務者の財産としては、2番根抵当権まで設定されている築年数47年の建物しかなく、同建物の所在する土地は当該債務者の所有するものではない。

履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない非強制徴収公債権について、法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときで、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる」と定められているところ(法施行令第171条の5第1号)当該債権はこの要件に該当するといえる。

そこで、当該債権については、徴収停止を検討するとともに、最終的な債権の消滅を図るため、徴収停止後は債権放棄の検討を行うべきである。

なお、僅かではあっても、担当部署の職員が訪問することによって、当該債務者の解散時の取締役から弁済がなされている以上、徴収停止等を行うべきではないという考え方もありうる。しかし、当該債権については、法人である当該債務者の取締役等が連帯保証人となっているなどの事情は存在していない。

すなわち、法人である当該債務者が事業を休止した後の支払は、債務者ではない解散時の取締役が、法人である当該債務者の財産からではなく、その自然人たる個人の時々の収入の中から任意に支払っているものに過ぎないのであるから、解散時の取締役からの支払いを期待して債権の管理を継続して履行を求め続けるのはそもそも適切ではないと思われる。